

# 文教委員会資料①

## 1 所管事務の調査（報告）

### (1) 令和4年4月保育所等利用状況について

|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 資 料   | 令和4年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について |
| 参考資料1 | 令和4年4月 各区における保育所等利用申請・待機状況 |
| 参考資料2 | 令和4年度 認可保育所等の整備計画について      |

こども未来局

（令和4年5月26日）

## 令和4年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について

- 子育てと社会参加の両立を目指す家庭の増加等に伴い、保育所等利用申請者数は、前年度比 709 人増の 36,107 人(過去最大)となりました。また、受入枠拡充に伴い、利用児童数も前年度比 1,003 人増の 34,555 人(過去最大)となりました。
- 希望する保育所等に入所保留となった方は前年度比 294 人減の 1,552 人となり、各区役所では、保護者の保育ニーズに応じて、川崎認定保育園や令和4年度川崎市『年度限定型』保育事業など、多様な保育施策を案内し、きめ細やかなアフターフォローを行ってきました。
- その結果、厚生労働省の「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく令和4年4月1日現在の保育所等利用待機児童数は0人となりました。

### 1 川崎市の令和4年4月1日現在の保育所等利用申請・待機状況

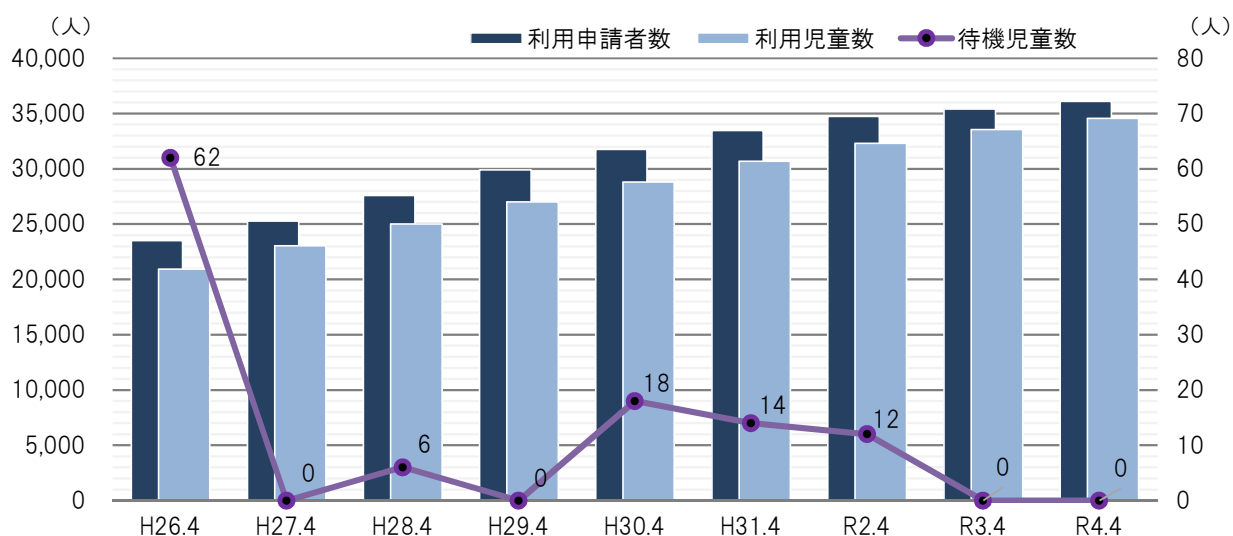
(単位：人)

| 区 分                          | 令和4年4月 | 令和3年4月 | 令和2年4月 |
|------------------------------|--------|--------|--------|
| 就学前児童数                       | 73,611 | 76,746 | 79,591 |
| 前年との比較                       | ▲3,135 | ▲2,845 | ▲818   |
| 利用申請者数(A)                    | 36,107 | 35,398 | 34,743 |
| 前年との比較                       | 709    | 655    | 1,272  |
| 利用児童数(B)                     | 34,555 | 33,552 | 32,296 |
| 前年との比較                       | 1,003  | 1,256  | 1,597  |
| 保留児童数(A)－(B)＝(C)             | 1,552  | 1,846  | 2,447  |
| 前年との比較                       | ▲294   | ▲601   | ▲325   |
| 市の保育施策で対応している児童数等(D)         | 330    | 525    | 884    |
| 川崎認定保育園等対応児童数                | 201    | 345    | 628    |
| おなかま保育室対応児童数                 | 9      | 31     | 61     |
| 一時保育対応児童数                    | 39     | 69     | 90     |
| 幼稚園預かり保育対応児童数                | 61     | 29     | 40     |
| 事業所内保育対応児童数 ※1               | 9      | 9      | 15     |
| 年度限定型保育対応児童数 ※2              | 11     | 42     | 50     |
| 企業主導型保育対応児童数(E)※3            | 119    | 115    | 143    |
| 育休関係の申請者数(F)※4               | 767    | 687    | 570    |
| 特定の保育所等を希望する申請者数(G)※5        | 307    | 462    | 726    |
| 求職活動を休止している申請者数(H)※6         | 29     | 57     | 112    |
| 待機児童数(C)－(D)－(E)－(F)－(G)－(H) | 0      | 0      | 12     |
| 前年との比較                       | 0      | ▲12    | ▲2     |

【1ページ表補足】

- ※1 「事業所内保育」: 地域型保育(事業所内保育)を従業員枠で利用する方、又は県・市費により運営費支援等を受けている院内保育施設を利用する方
- ※2 「年度限定型保育」: 保育所等への利用が保留となり、1・2歳児を期間限定で預かる年度限定型保育事業を利用する方
- ※3 「企業主導型保育」: 企業主導型保育事業を従業員枠又は地域枠で利用する方
- ※4 「育休関係」: 4月1日時点で育児休業を取得されていて、復職の意向がないことを確認できた方
- ※5 「特定の保育所等」: 利用可能な保育所等があるにもかかわらず利用を辞退した方、通常の交通手段により自宅から20～30分未満で登園が可能な保育所等又は市の保育施策の対象施設があるにもかかわらず利用を希望されない方など
- ※6 「求職活動を休止」: 主に在宅で職を探すなど、保育の必要性が認められない方

## 2 保育所等の利用申請者数・待機児童数等の推移(各年4月1日時点)



|           |     | H26    | H27    | H28    | H29    | H30    | H31    | R2     | R3      | R4      |
|-----------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 就学前児童数(A) | 人数  | 80,963 | 81,418 | 81,878 | 81,790 | 81,342 | 80,409 | 79,591 | 76,746  | 73,611  |
|           | 対前年 | 54     | 455    | 460    | ▲ 88   | ▲ 448  | ▲ 933  | ▲ 818  | ▲ 2,845 | ▲ 3,135 |
| 保育所等施設数   | 園数  | 241    | 316    | 348    | 387    | 420    | 452    | 484    | 520     | 546     |
|           | 対前年 | 20     | 75     | 32     | 39     | 33     | 32     | 32     | 36      | 26      |
| 保育所等定員    | 人数  | 20,325 | 22,869 | 24,739 | 26,586 | 28,482 | 30,435 | 32,173 | 33,812  | 35,301  |
|           | 対前年 | 1,330  | 2,544  | 1,870  | 1,847  | 1,896  | 1,953  | 1,738  | 1,639   | 1,489   |
| 利用申請者数(B) | 人数  | 23,500 | 25,264 | 27,576 | 29,890 | 31,769 | 33,471 | 34,743 | 35,398  | 36,107  |
|           | 対前年 | 1,336  | 1,764  | 2,312  | 2,314  | 1,879  | 1,702  | 1,272  | 655     | 709     |
| 申請率(B/A)  | 割合  | 29.0%  | 31.0%  | 33.7%  | 36.5%  | 39.1%  | 41.6%  | 43.7%  | 46.1%   | 49.1%   |
|           | 対前年 | 1.6%   | 2.0%   | 2.7%   | 2.8%   | 2.6%   | 2.5%   | 2.1%   | 2.4%    | 3.0%    |
| 利用児童数     | 人数  | 20,930 | 23,033 | 25,022 | 26,999 | 28,809 | 30,699 | 32,296 | 33,552  | 34,555  |
|           | 対前年 | 1,531  | 2,103  | 1,989  | 1,977  | 1,810  | 1,890  | 1,597  | 1,256   | 1,003   |
| 待機児童数     | 人数  | 62     | 0      | 6      | 0      | 18     | 14     | 12     | 0       | 0       |
|           | 対前年 | ▲ 376  | ▲ 62   | 6      | ▲ 6    | 18     | ▲ 4    | ▲ 2    | ▲ 12    | 0       |

## 【待機児童対策における課題・取組】

### 本市の待機児童対策を取り巻く課題

#### 《利用申請者数の増加》

- 就学前児童数は近年、減少傾向を示しておりますが、子育てと社会参加との両立を目指す家庭の増加等により、保育所等への申請率は令和4年度入所においても引き続き上昇傾向にあります。

#### 《保育ニーズに対応した受入枠の確保及び情報提供》

- 育児休業制度の定着や、コロナ禍における就労等を取りまく環境の変化を的確に把握し、多様な保育ニーズに応じた保育受入枠の確保及び情報提供が必要となっています。
- 大規模集合住宅整備に伴う局地的な保育ニーズを的確に捉え、地域の状況に応じた保育所整備等による受入枠の確保が必要です。

#### 《保育従事者の増加に伴う保育の質の確保》

- 保育施設の増加等により不足している保育人材の確保・定着支援の継続のほか、公立保育所等を拠点とした公民一体の人材育成にも継続的に取り組み、保育の質を確保していきます。

### 待機児童の解消に向けた取組の3本の柱

#### ① 多様な手法を用いた 保育受入枠の確保



- ◆ 認可保育所等の整備
  - 主要駅周辺など、保育ニーズが高い地域を捉えて受入枠を確保
- ◆ 川崎認定保育園の活用
- ◆ 幼稚園の一時預かり事業の拡大
- ◆ 年度限定型保育事業の実施
- ◆ 企業主導型保育事業の活用
- ◆ 横浜市との連携協定の取組

#### ② 区役所における きめ細やかな相談・支援



- ◆ 入所申請前段階からの支援
  - 案内動画の活用、説明会の実施
- ◆ アフターフォローにおけるきめ細やかな相談・支援
  - 平日夜間、土曜日の窓口開設
  - 施設空き情報の効果的な提供
- ◆ 区役所における広報等の取組
  - 区の特色を活かした広報物（リーフレット、保育所マップ等）の作成

#### ③ 保育の質の 維持・向上



- ◆ 多様な運営主体の参入に伴う保育の質の維持・向上の取組
  - 保育・子育て総合支援センター及び公立保育所等を拠点とした人材育成
  - 保育士等の処遇改善の取組
- ◆ 認可外保育施設に係る取組
- ◆ 保育士確保対策の取組
  - 相談会等によるマッチング機会の充実
  - 就職、資格取得支援等の取組

待機児童の解消に向けては、上記3つの取組を継続していく必要があります。特に、待機児童対策では利用者へ寄り添い、ニーズに合った丁寧な支援を積極的に行うことが重要となっています。

「子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり」の実現に向けて、保育を必要とする保護者が、子どもを安心して預けられる環境を整えてまいります。

### 3 令和3年度の取組

#### (1) 区役所を中心とした待機児童対策の推進体制

市の重要課題の一つである待機児童対策を推進するため、プロジェクトチームとして、市長をトップとした「待機児童対策推進本部」を、また、各区役所では区長をトップとした「区役所待機児童対策推進会議」を設置しています。区役所と本庁部局とが連携し、待機児童対策に関わる全職員の意識の共有を図りながら取組を推進しました。

#### (2) 待機児童解消に向けた取組の3本の柱

##### ① 多様な手法を用いた保育受入枠の確保

高まる保育需要に対応するため、認可保育所等の整備のほか、川崎認定保育園や企業主導型保育の活用、年度限定型保育事業の実施などにより、保育受入枠を確保しました。

##### (ア) 認可保育所等の整備

###### ■ 認可保育所・認定こども園の整備

保育ニーズの高い地域における保育所の新規整備等により855人の定員増や、既存保育所の増改築や既存保育所の定員変更による95人の定員増、認可外保育施設からの認可化(350人増)により、認可保育所の受入枠の合計は前年比1,300人増の33,070人となりました。また、認定こども園についても、幼稚園からの移行などにより140人分の受入枠の拡大を図りました。

###### ■ 地域型保育事業の推進

認可外保育施設から小規模保育事業への移行や、既存の施設の定員増などにより地域型保育事業の低年齢児(0～2歳)の受入枠について、計49人分拡大を図りました。

##### < 保育所等の定員・施設数の推移 >

| 調査<br>時点 | 保育所    |        | 認定こども園(2・3号) |        | 地域型保育 |        | 合 計    |        |
|----------|--------|--------|--------------|--------|-------|--------|--------|--------|
|          | 定員(人)※ | 施設数(園) | 定員(人)        | 施設数(園) | 定員(人) | 施設数(園) | 定員(人)  | 施設数(園) |
| R3.4.1   | 31,770 | 416    | 808          | 14     | 1,234 | 90     | 33,812 | 520    |
| R4.4.1   | 33,070 | 436    | 948          | 18     | 1,283 | 92     | 35,301 | 546    |
| 増 減      | 1,300  | 20     | 140          | 4      | 49    | 2      | 1,489  | 26     |

※ 尻手すきっぷ保育園(横浜市共同整備保育所)の本市児童の利用定員20人分を除く。

##### (イ) 川崎認定保育園の活用

川崎認定保育園の助成対象児童について、保護者の保育料負担の軽減を図るために、児童の年齢と所得に応じて月額最大2万円の補助を継続するなど、川崎認定保育園の積極的な活用を図っており、令和4年4月1日現在の利用者は2,456人となりました。

また、保育所等の利用申請がなく、川崎認定保育園を利用している人数は2,255人で、川崎認定保育園の全利用者の9割以上を占めており、川崎認定保育園が認可保育所等と並び、市の保育ニーズを支える重要な役割を担っています。



## (ウ) 幼稚園の一時預かり事業の拡大

幼稚園において、多様な保育ニーズに対応し、保育を必要とする子どもの受入れを促進するため、8時間以上の預かり体制をとる幼稚園型一時預かり事業の実施園の拡大を図りました。

- 実施幼稚園数：39施設  
(うち11時間以上:15施設)

## (エ) 年度限定型保育事業の実施

開設2年度目までの新設保育所の4・5歳児枠は、新規の利用希望者が少なく、定員に空きが生じることから、入所保留者への対応策として、この空きスペース等を活用し、保育所等の入所が保留となった原則1・2歳児を単年度限定でお預かりする「令和4年度川崎市『年度限定型』保育事業」を実施しました。

- 実施施設数：5施設
- 利用児童数：11人

## (オ) 企業主導型保育事業の活用

国が主導する企業主導型保育事業について、施設の開設状況等を個別に確認し、案内可能な施設の情報をホームページに掲載するとともに、区役所窓口においても、入所が保留になった方に対し、施設の情報提供シート等を活用した案内を行うなど、積極的に保育受入枠として活用を図りました。

## (カ) 川崎認定保育園と横浜保育室の相互利用

平成26年10月27日に横浜市と締結した「待機児童対策に関する連携協定」に基づき、川崎市と横浜市とが「ともに子育てしやすいまち」を目指して、両市が連携・協力して相乗効果が期待される取組を進めています。

平成27年4月から、川崎市に在住する方が横浜保育室を利用する場合は、川崎認定保育園を利用した場合と同等の保育料補助（月額最大2万円）を、川崎市から実施しています。また、同様に、横浜市に在住する方が川崎認定保育園を利用する場合にも、横浜保育室を利用する場合と同等の軽減助成を横浜市から実施しています。

- 横浜保育室を利用する川崎市民：9人
- 川崎認定保育園を利用する横浜市民：20人

## ② 区役所におけるきめ細やかな相談・支援

保育需要の増加とともに、その多様化も進む中、各区役所においては、保育所の申請前段階からアフターフォローにいたるまで、子どもの預け先を探す保護者一人ひとりに寄り添い、それぞれの保育ニーズに応じたきめ細やかな相談・支援を行うことが求められています。

各区役所では、利用案内の説明会や、入所保留となった児童の保護者へのアフターフォロー等を通じて、保護者の保育ニーズを確認しながら、市の多様な保育施設・サービスとのマッチングを図っています。



事前説明会の様子【宮前区】

## (ア) 入所申請前段階からの支援

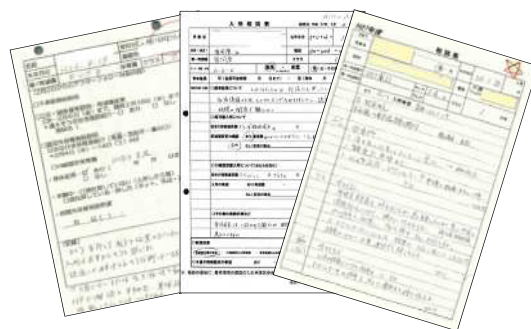
利用相談における窓口の混雑緩和や、申請者の利便性の向上等を図るため、保育所等の申請手続きや入所利用調整など、制度の概要についてわかりやすくまとめた利用申請案内動画を作成し、YouTube で公開するとともに、相談窓口での放映等を行いました。

また、各区では、コロナ禍における感染症予防策を講じた上で、区役所や地域子育て支援センター等で利用案内説明会のほか、土曜日や平日夜間に説明会を開催するなど、各区が独自に、申請前の利用者支援を実施しました。

- 説明会等の開催：7区計87回
- 参加人数：延べ974組
- ※ 感染症予防策を講じた上での開催

## (イ) アフターフォローにおけるきめ細やかな相談・支援

入所保留になった方に対しては、窓口対応だけでなく、電話等によるアフターフォローを行いました。利用者の状況確認や認可保育所等、川崎認定保育園の空き情報等の提供を積極的に行うとともに、相談者一人ひとりについて、相談の経過等を詳細に記録したカルテを作成するなど、きめ細やかに対応しました。



各区における相談カルテ

### ■ 平日夜間、土曜日の窓口開設

入所保留になった方に対しては、就労等の事情により、平日の日中に区役所に来庁できない方への相談機会を提供するため、保留通知発送後の約2週間、各区において平日夜間及び土曜日に利用相談を実施しました。

- 相談対応件数：延べ36件

#### <実施概要(令和3年度)>

- 実施期間：令和4年1月25日(火)～2月5日(土)※日曜日を除く
- 実施時間：月～金曜日 17時半～19時半、土曜日9時～12時
- 実施内容：保育所等の利用相談、川崎認定保育園等の案内など

### ■ 川崎認定保育園と連携した施設空き情報の効果的な提供

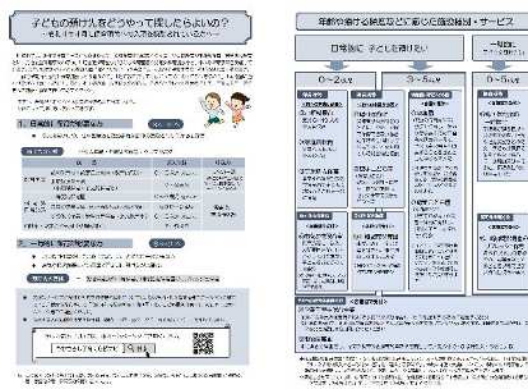
市内に90施設ある川崎認定保育園と各区役所とが緊密に連携を取り、保留通知を発送した1月下旬以降、3月末までの期間、各施設の空き状況を毎週更新し、市ホームページや窓口で周知を行い、子どもの預け先を探す保護者へのタイムリーな情報提供を行いました。

【参考】各区役所における窓口・電話等での相談対応件数 合計8,621件

※ 1月下旬～3月末の約2か月間の相談対応件数を集計。アフターフォローにおける保留者への空き施設の情報提供や、保育所の希望変更に関する相談等をカウントしています。

## (ウ) 区役所における広報等の取組

子どもの預け先を初めて探す方などに向けて、預け先を探す際のポイントなどを分かりやすくまとめた冊子「子どもの預け先をどうやって探したらよいの？」を区役所窓口や説明会等で配布しました。また、各区役所においては、利用希望者への情報提供の充実を図るため、各保育園の情報をまとめたチラシ等を配架したほか、保育所マップの作成や、施設紹介動画の制作及びYouTubeへの動画配信を行うなど、各区独自の取組を行いました。



冊子「子どもの預け先をどうやって探したらよいの？」



動画配信【中原区】



保育所等の情報掲示【大師地区】

## ③ 保育の質の維持・向上

待機児童対策として保育受入枠の拡大を進めてきた中で、多様な保育サービスの効率的な提供の観点から、民間の多様な運営主体の参画を促進してきました。一方で、行政の責務として、民間保育所等と連携しながら保育の質を維持・向上することが求められており、保護者が安心して子どもを預けられる環境づくりに努めています。

### (ア) 多様な運営主体の参入に伴う保育の質の維持・向上のための取組

- 保育所の設置・運営法人の選考にあたっては、有識者による選考委員会を実施するとともに、開設後も指導監査を定期的に行い、保育の質の維持・向上に努めました。
- 民間保育所の運営については、条例の基準を上回る職員配置や嘱託医による健康診断の実施等を着実に推進するとともに、これまでの国の保育士等処遇改善事業に合わせて、市単独の上乗せ事業を実施し、施設職員の更なる処遇改善を図りました。
- 市内2か所の保育・子育て総合支援センターを中心とした公立保育所の保育士・栄養士・看護師等が民間保育所等への支援や人材育成及び地域の子ども・子育て支援、保育所機能の強化を図り、効果的・効率的な保育の実施や子育て支援を展開しました。



研修室を開放し、遊具の設定や遊び方を民間保育所保育士に伝えている様子  
【中原区保育・子育て総合支援センター】



## (イ) 認可外保育施設に係る取組

- 認可外保育施設については、本市独自の運営基準を定め、基準を満たす施設を川崎認定保育園として運営費を助成するとともに、職員の処遇改善を図ることで、施設運営の安定と保育内容の向上等を図りました。
- 川崎認定保育園については、子ども・子育て支援新制度における施設型給付・地域型保育給付の対象となる施設・事業への移行を推進しました。

■ 認可保育所等への移行：  
12施設
- 認可外保育施設における適正な保育環境や子どもの安全を確保するため、「認可外保育施設指導監督基準」に基づく立入調査・指導を実施しました。

■ 立入調査・指導実施施設数：  
221か所  
※届出対象外施設を除く

## (ウ) 保育士確保対策の充実

- 保育施設の増加に伴い、保育士確保が喫緊の課題となっていることから、県内自治体と共同運営する「かながわ保育士・保育所支援センター」が実施する就職相談などのほか、関係機関と連携した市独自の就職相談会を市内各所及びリモートで開催し、求職者と保育事業者のマッチング機会の充実を図りました。

■ 就職相談会(リモートを含む)：  
19回(延べ574人参加)
- 保育士養成施設を卒業後、市内保育所等で保育士として一定期間働いた場合に返還が免除される「川崎市保育士修学資金貸付」や、採用後9年目までの保育士の賃貸家賃の一部(月額上限8.2万円)を補助する「保育士宿舍借り上げ支援制度」を活用するとともに、保育士養成施設と連携したリモート見学会やキャリア講座の開催などにより、学生などを対象とした保育人材確保の取組を進めました。

■ 修学資金貸付制度利用者：  
62人
- 潜在保育士等を対象とした就職・復職支援研修や、試験により保育士資格取得を目指す方を支援するための対策講座についてリモート化を進め、コロナ禍において滞りなく開催し、市内で働く保育人材を増やす取組を進めるとともに、高校生を対象とした学校内での講座により、将来、保育士を目指してもらえよう、保育士の社会的意義や保育所で働く魅力を伝える取組を実施しました。



麻生市民館での就職相談会



保育士養成校との連携事業

## 4 令和4年度の取組

保育所等への申請率の上昇などにより、今後も利用申請者数の増加が見込まれています。引き続き、待機児童の解消に向けた取組の3本の柱である「多様な手法を用いた保育受入枠の確保」「区役所におけるきめ細やかな相談・支援」「保育の質の維持・向上」を進め、「子育てしやすいまちかわさき」の実現を目指していきます。

### （１）保育受入枠の確保

保育ニーズの高いエリアを中心に、厚生労働省の補助メニューを積極的に活用しながら、認可保育所等の整備促進を図り、967人分の保育受入枠確保を進めていきます。

また、本市の保育ニーズを支える重要な受け皿となっている川崎認定保育園について、安定的な運営に向けた支援を行うとともに、「幼児教育・保育の無償化」に伴う保育料補助に加えて、月額最大2万円の補助を継続して行い、保護者の保育料負担を軽減することで積極的な活用を図ります。

### （２）区役所における利用者へのきめ細やかな相談・支援のさらなる充実

区役所において、利用申請前の段階から利用調整後のアフターフォローまで、コロナ禍における感染拡大防止に配慮しながら、保護者の視点に立ったきめ細やかな相談・支援を引き続き実施していきます。また、市のホームページや保育施設のマップ、情報提供シート等を活用し、各施設の場所や連絡先、特徴等をよりわかりやすく案内していきます。

- 保育資源等の情報収集とニーズに応じた情報提供、相談・コーディネート機能の充実
- これまでに蓄積された相談・支援に関するノウハウの効果的な活用

### （３）保育の質の維持・向上

今後も多くの民間保育所等を整備していく中で、保育士の確保や、保育の質の維持・向上がより一層重要になるため、その対策についてさらなる強化を図ります。

#### ① 保育士等の処遇改善の拡充と保育士確保対策

認可保育所等や川崎認定保育園の保育士等に対して、処遇改善を継続して実施するとともに、令和4年2月から、収入の3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施しております。

就職相談会事業や保育所等見学会事業、保育士試験対策講座事業等について、感染症対策やリモート化を進め、コロナ禍においても保育士確保対策の取組を推進します。

#### ② 公立保育所を拠点とした民間保育所等への支援や公民保育所人材の育成

今後も公立保育所が、地域の保育施設の支援や交流を行うとともに、保育士に加え、各区に配置した栄養士、看護師等の専門職を積極的に活用して包括的な人材育成の取組を推進することにより、民間保育所と一体となって保育の質の維持・向上を図ります。

地域における子育て支援の拠点として、区ごとに順次「保育・子育て総合支援センター」を整備しております。既に開設している川崎区、中原区では、センターを中心に、公民保育所の人材育成も含め、地域に密着した総合的な子育て支援を実践していきます。宮前区、多摩区では、令和5年度及び6年度の開設に向け整備を進めていきます。

## 5 待機児童対策関連(保育事業費)予算

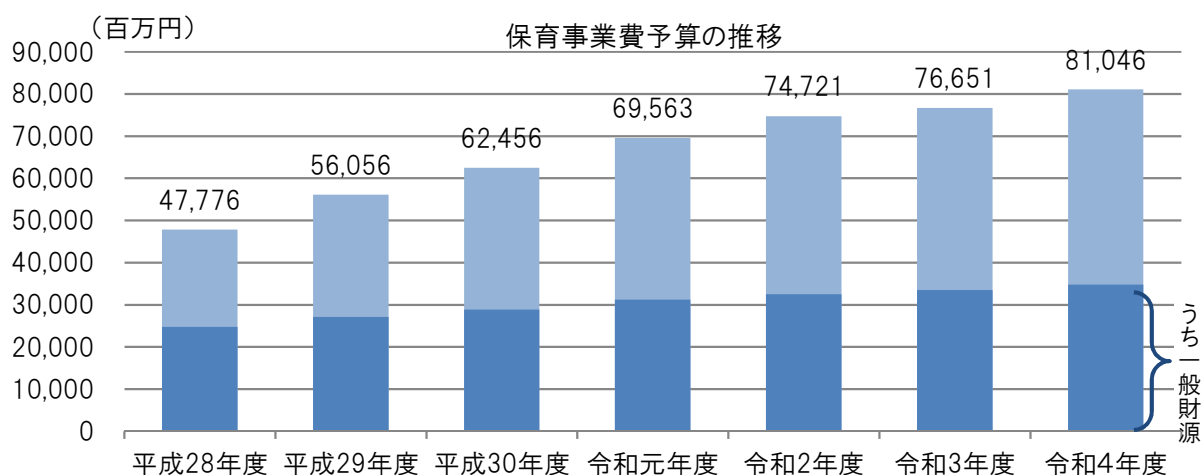
### (1) 保育事業に係る予算

(単位:百万円)

| 年 度          | 28 年度   | 29 年度   | 30 年度   | 元年度     | 2 年度    | 3 年度    | 4 年度    |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 保育事業費予算(A)   | 47,776  | 56,056  | 62,456  | 69,563  | 74,721  | 76,651  | 81,046  |
| (うち一般財源)     | 24,735  | 27,072  | 28,798  | 31,157  | 32,457  | 33,478  | 34,760  |
| 川崎市一般会計予算(B) | 638,983 | 708,784 | 736,629 | 759,066 | 792,464 | 820,842 | 878,513 |
| (A)／(B)      | 7.5%    | 7.9%    | 8.5%    | 9.2%    | 9.4%    | 9.3%    | 9.2%    |

※各年度の額は全て当初予算ベース

＜参考＞保育受入枠の確保に関する予算 認可保育所等の整備 2,128,377 千円  
(令和4年度) 川崎認定保育園の運営 2,733,784 千円

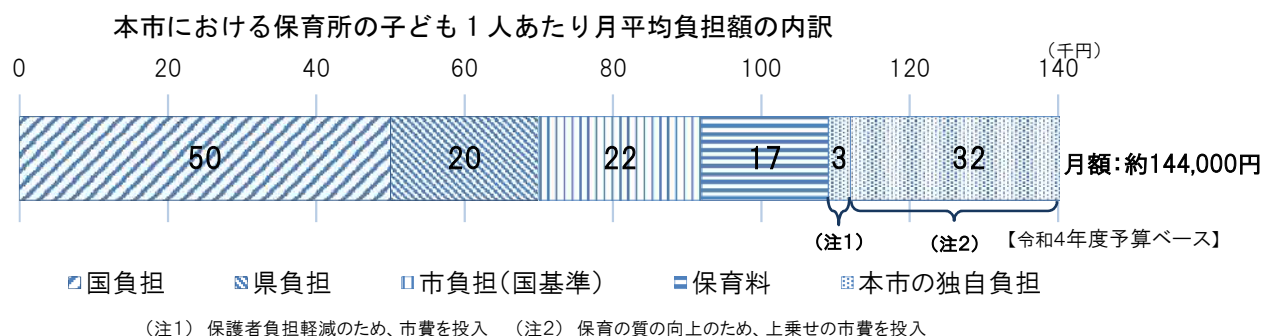


※令和4年度予算額については、給付対象施設の増加等に伴い、昨年度と比較して約44億円の増となっています。

### (2) 保育所の子ども1人あたり月平均負担額の内訳

保育所の運営費は、保育所の規模や児童の年齢区分等により、国が定める児童1人あたりの保育の実施に要する費用を基に算定され、国・県・市・保護者の四者で負担する構造です。

本市では現在、下表のとおり、国基準に基づく市負担分の費用のほか、保育料負担の軽減及び保育の質の向上のため、市独自に費用を投入し、児童1人あたり、月額約140,000円の費用がかかっています。(保育料の負担は全年齢平均して月額約16,000円ですが、幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年10月から全ての3歳～5歳児と市民税非課税世帯の0歳～2歳児の保育料が無償化されています。)



## ○ 待機児童数の区別の状況

| 調査時点    | 川崎区 | 幸区  | 中原区 | 高津区 | 宮前区 | 多摩区 | 麻生区 | 合計  |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| H30.4.1 | 0人  | 0人  | 15人 | 0人  | 1人  | 2人  | 0人  | 18人 |
| H31.4.1 | 0人  | 8人  | 5人  | 0人  | 1人  | 0人  | 0人  | 14人 |
| R2.4.1  | 1人  | 10人 | 1人  | 0人  | 0人  | 0人  | 0人  | 12人 |
| R3.4.1  | 0人  | 0人  | 0人  | 0人  | 0人  | 0人  | 0人  | 0人  |
| R4.4.1  | 0人  | 0人  | 0人  | 0人  | 0人  | 0人  | 0人  | 0人  |

## ○ 保育所等利用児童数の年齢別の状況

| 調査時点          | 0歳      | 1歳      | 2歳      | 3歳      | 4歳      | 5歳      | 合計      |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 保育所等利用児童数(A)  | 2,435人  | 5,982人  | 6,715人  | 6,640人  | 6,489人  | 6,294人  | 34,555人 |
| 就学前児童数(B)     | 11,760人 | 11,689人 | 12,270人 | 12,292人 | 12,647人 | 12,953人 | 73,611人 |
| 利用児童割合(A)/(B) | 20.7%   | 51.2%   | 54.7%   | 54.0%   | 51.3%   | 48.6%   | 46.9%   |

(参考: 令和3年4月)

|               |         |         |         |         |         |         |         |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 保育所等利用児童数(A)  | 2,431人  | 5,911人  | 6,476人  | 6,409人  | 6,246人  | 6,079人  | 33,552人 |
| 就学前児童数(B)     | 11,932人 | 12,727人 | 12,721人 | 12,889人 | 13,141人 | 13,336人 | 76,746人 |
| 利用児童割合(A)/(B) | 20.4%   | 46.4%   | 50.9%   | 49.7%   | 47.5%   | 45.6%   | 43.7%   |

## ○ 保育所等利用児童数等の区別の状況

| 区名  | 就学前児童数(A)<br>(比率)  | 保育所等利用児童数(B)<br>(比率) | 利用児童割合<br>(B)/(A)% | 保育所等<br>施設数 | 定員数     |
|-----|--------------------|----------------------|--------------------|-------------|---------|
| 川崎区 | 9,149人<br>(12.4%)  | 4,046人<br>(11.7%)    | 44.2%              | 72か所        | 4,272人  |
| 幸区  | 9,625人<br>(13.1%)  | 4,768人<br>(13.8%)    | 49.5%              | 73か所        | 4,607人  |
| 中原区 | 14,170人<br>(19.2%) | 7,157人<br>(20.7%)    | 50.5%              | 123か所       | 8,270人  |
| 高津区 | 11,312人<br>(15.4%) | 5,546人<br>(16.1%)    | 49.0%              | 88か所        | 5,409人  |
| 宮前区 | 11,669人<br>(15.9%) | 5,160人<br>(14.9%)    | 44.2%              | 74か所        | 4,972人  |
| 多摩区 | 9,705人<br>(13.2%)  | 4,899人<br>(14.2%)    | 50.5%              | 69か所        | 5,013人  |
| 麻生区 | 7,981人<br>(10.8%)  | 2,979人<br>(8.6%)     | 37.3%              | 47か所        | 2,758人  |
| 計   | 73,611人            | 34,555人              | 46.9%              | 546か所       | 35,301人 |

※保育所等利用児童数は、各区在住児童の市内・市外認可保育所等の利用児童数です。



調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)を受け、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。)又は特定地域型保育事業(以下「保育所等」という。)の利用の申込みがされているが、利用していない者を把握することとし、その際の取扱いは以下のとおりとする。

#### ＜申込児童数の取扱い＞

1. いわゆる”入所保留”(一定期間入所待機のままの状態であるもの)の場合については、保護者の保育所等の利用希望を確認した上で希望がない場合には、申込児童数に含めないことができること。
2. 保育所等を現在利用しているが、第1希望の保育所等でない等により転園希望が出ている場合には、申込児童数には含めないこと。
3. 産休・育休明けの利用希望として事前に利用申込みが出ているような、利用予約(利用希望日が調査日より後のもの)の場合には、調査日時点においては、申込児童数には含めないこと。

#### ＜国による補助の対象となる施設・事業で保育されている児童の取扱い＞

4. 付近に保育所等がない等やむを得ない事由により、保育所等以外で適切な保育を行うために実施している、以下の(1)から(3)までに掲げる事業又は施設において保育されている児童については、待機児童数には含めないこと。
  - (1) 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業
  - (2) 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成若しくは就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって、一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ・Ⅱ)又は預かり保育の補助を受けている幼稚園
  - (3) 企業主導型保育事業

#### ＜待機児童数から除く児童の取扱い＞

5. 育児休業中の保護者については、保育所等に入所できたときに復職することを、保育所入所保留通知書発出後や調査日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、待機児童数に含めること。ただし、それが確認できない場合には、待機児童数に含めないこと。市区町村は育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと。

※ 保護者の復職に関する確認方法については、以下のような例により、利用申込み時点に限らず、継続的に確認を行うこと。

- (1) 申込みの際に、保護者の復職に関して、確認するためのチェック欄等を設けて確認
  - (2) 保護者への電話・メール等により、意向を聴取
  - (3) 保護者に入所に関する確約書の提出を求めて確認
6. 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第42条第1項及び第54条第1項の規定により、市区町村は保育所等に関し必要な情報提供を行うこととされているが、保護者の意向を丁寧に確認しながら、他に利用可能な保育所等の情報の提供を行ったにも関わらず、特定の保育所等を希望し、待機している場合には待機児童数には含めないこと。

ただし、特定の保育所等を希望することに、特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っていないなどやむを得ない理由がある場合には、待機児童数に含めること。

※ 「他に利用可能な保育所等」とは、以下に該当するものとする。

- (1) 開所時間が保護者の需要にえている。(例えば、希望の保育所等と開所時間に差異がないなど。)
- (2) 立地条件が登園するのに無理がない。(例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など、地域における地理的な要因や通常の交通手段の違い等を考慮した上で、通勤時間、通勤経路等を踏まえて判断する。)

なお、「他に利用可能な保育所等」には、4.の(1)から(3)及び7に掲げる事業又は施設を含むこととするが、居宅訪問型保育事業又は認可外の居宅訪問型事業に類する事業については、保育士と児童が1対1対応となる等の点で、他の施設とは異なることから、これらのみを情報提供した場合は、「他に利用可能な保育所等の情報の提供を行った」に該当せず、待機児童数に含めない取扱いとすることはできない。

※ 他に利用可能な保育所等の情報提供については、個別に保護者へ行うことを基本とし、以下のような例により行うこと。

- (1) 一次選考後、保留通知を送付する際に、併せて利用可能な保育所等の情報を送付
- (2) 他に利用可能な保育所等を保護者への電話・メール等により個別に情報提供
- (3) 自治体の相談窓口等で個別に情報提供

7. 地方公共団体が一定の施設等の基準に基づき運営費支援等を行っている単独保育施策（保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に類するもの）において保育されている児童については、待機児童数には含めないこと。

8. 保護者が求職活動中の場合については、待機児童数に含めること。ただし、求職活動中であることを事由とした申込みについては、調査日時点において求職活動を行っておらず、保育の必要性が認められない状況にあることの確認ができる場合には、待機児童数には含めないこと。

※ 求職活動を休止していることの確認方法については、以下のような例により行うこと。

- (1) 保護者への電話・メール等により、求職活動の状況を聴取
- (2) 保護者に以下の書類の提出を求めるなど、求職活動状況の報告により確認
  - ・ 求職活動状況を確認できる証明書類
  - ・ 求職サイトや派遣会社への登録などの活動を証明できる書類
  - ・ その他、面接等の活動を行っていることが確認できる書類（申込書の写し等）

<その他>

9. 広域利用の希望があるが、利用できない場合には、利用申込者が居住する市区町村で待機児童数に含めること。

## 教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準（概要版）

### 1 保護者が労働を保育の必要性の事由とする場合

令和4年4月

| ランク | 細 目      |       |                           |
|-----|----------|-------|---------------------------|
| A   | 居宅外労働    |       | ・ 月実働 140 時間以上就労          |
|     | 自営業(中心者) |       |                           |
| B   | 居宅外労働    |       | ・ 月実働 120 時間以上 140 時間未満就労 |
|     | 自営業      | (中心者) |                           |
|     |          | (協力者) | ・ 月実働 140 時間以上就労          |
| C   | 居宅外労働    |       | ・ 月実働 100 時間以上 120 時間未満就労 |
|     | 自営業      | (中心者) |                           |
|     |          | (協力者) | ・ 月実働 120 時間以上 140 時間未満就労 |
| D   | 居宅外労働    |       | ・ 月実働 80 時間以上 100 時間未満就労  |
|     | 自営業      | (中心者) |                           |
|     |          | (協力者) | ・ 月実働 100 時間以上 120 時間未満就労 |
| E   | 居宅外労働    |       | ・ 月実働 64 時間以上 80 時間未満就労   |
|     | 自営業      | (中心者) |                           |
|     |          | (協力者) | ・ 月実働 80 時間以上 100 時間未満就労  |
| F   | 居宅外労働    |       | ・ 就労先確定                   |
|     | 自営業      | (中心者) |                           |
|     |          | (協力者) | ・ 月実働 64 時間以上 80 時間未満就労   |
| G   | 自営業      | (協力者) | ・ 就労先確定                   |

### 2 保護者が労働以外を保育の必要性の事由とする場合

| ランク | 細 目                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疾病・負傷により常時臥床又は 1 か月以上の入院</li> <li>・ 重度の心身障害</li> </ul>                                                                                                                                                                                               |
| C   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 疾病・負傷の治療や療養のため 1 か月以上の自宅での安静加療を指示されている場合</li> </ul>                                                                                                                                                                                                  |
| D   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産予定日の約 2 か月前から出産後 2 か月程度までの間で、分娩・休養のため保育に当たることができない場合</li> </ul>                                                                                                                                                                                    |
| E   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1 か月以上自宅での療養を指示されている場合</li> </ul>                                                                                                                                                                                              |
| A～E | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通院・通所時間を含め介護に要する日数及び時間をもとに、居宅外労働の細目を準用</li> <li>・ 災害の状況、復旧に要する日数及び時間等をもとに、居宅外労働の細目を準用</li> </ul>                                                                                                                                                     |
| A～F | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、休憩及び通学時間を除き、保育に当たることができない日数及び時間をもとに、居宅外労働の細目を準用</li> <li>・ 自立の促進が必要と認められるひとり親世帯等については、就労先が確定した場合は、その就労条件により居宅外労働又は自営業の細目を準用</li> <li>・ 生計中心者の失業により生活困窮の状態にあり、就労の必要が高い世帯で就労先が確定した場合は、その就労条件により居宅外労働又は自営業の細目を準用</li> </ul> |
| A～H | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められる場合<br/>例) 家庭内において虐待等を受ける恐れがある場合、養育能力が著しく低い場合<br/>対象児童が障害を有している場合</li> </ul>                                                                                                                                                |
| H   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 求職又は起業の準備のため外出することを常態としている場合</li> </ul>                                                                                                                                                                                                              |

( 問合せ先 )

＜待機児童対策の取組全般に関する事＞

川崎市こども未来局子育て推進部保育対策課長 坂口（さかぐち）

電話：０４４－２００－３６３０

＜保育所の運営等に関する事＞

川崎市こども未来局保育事業部保育第１課長 荒井（あらい）

電話：０４４－２００－２６８６

＜認可外保育施設に関する事＞

川崎市こども未来局保育事業部保育第２課長 長田（おさだ）

電話：０４４－２００－３９４８

＜保育所の整備に関する事＞

川崎市こども未来局子育て推進部保育所整備課長 村山（むらやま）

電話：０４４－２００－２６６５



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市



令和4年4月 各区における保育所等利用申請・待機状況

(単位:人)

| 区分                               |                           | 川崎区   | 幸区    | 中原区   | 高津区   | 宮前区   | 多摩区   | 麻生区   | 全市計    |
|----------------------------------|---------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 利用申請者数(A)                        |                           | 4,174 | 4,990 | 7,430 | 5,749 | 5,402 | 5,182 | 3,180 | 36,107 |
| 利用児童数(B)                         |                           | 4,046 | 4,768 | 7,157 | 5,546 | 5,160 | 4,899 | 2,979 | 34,555 |
| 保留児童数<br>(A)-(B)=(C)             |                           | 128   | 222   | 273   | 203   | 242   | 283   | 201   | 1,552  |
|                                  | 市の保育施策等に対応している<br>児童数等(D) | 19    | 53    | 61    | 40    | 52    | 54    | 51    | 330    |
|                                  | 川崎認定保育園等対応児童数             | 5     | 35    | 44    | 18    | 35    | 32    | 32    | 201    |
|                                  | おなかま保育室対応児童数              | 9     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 9      |
|                                  | 一時保育対応児童数                 | 2     | 6     | 8     | 6     | 7     | 6     | 4     | 39     |
|                                  | 幼稚園預かり保育対応児童数             | 0     | 6     | 6     | 13    | 10    | 12    | 14    | 61     |
|                                  | 事業所内保育所対応児童数              | 3     | 1     | 3     | 2     | 0     | 0     | 0     | 9      |
|                                  | 年度限定型保育事業対応児童数            | 0     | 5     | 0     | 1     | 0     | 4     | 1     | 11     |
|                                  | 企業主導型保育対応児童数(E)           | 14    | 9     | 18    | 13    | 15    | 47    | 3     | 119    |
|                                  | 育休関係の申請者数(F)              | 82    | 89    | 147   | 108   | 122   | 121   | 98    | 767    |
|                                  | 特定の保育所等を希望する申請者数(G)       | 8     | 67    | 44    | 39    | 52    | 58    | 39    | 307    |
|                                  | 求職活動を休止している申請者数(H)        | 5     | 4     | 3     | 3     | 1     | 3     | 10    | 29     |
| 待機児童数<br>(C)-(D)-(E)-(F)-(G)-(H) |                           | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0      |

## 令和4年度 認可保育所等の整備計画について

### ● 認可保育所 635人定員増

| No. | 区  | 整備保育所等                 | 定員増(人) | 運営主体         | 整備手法        |
|-----|----|------------------------|--------|--------------|-------------|
| 1   | 幸  | (仮称)かしまだ保育園(定員155人)※1  | 60     | (福)ぷらいむキッズ   | 公立保育所民営化後移築 |
| 2   | 高津 | 坂戸保育園(定員90人)※2         | 10     | (福)尚徳福祉会     | 民間保育所増改築    |
| 3   | 宮前 | みやざき保育園(定員155人)※3      | 25     | (福)種の会       | 民間保育所増改築    |
| 4   |    | まなびの森保育園鷺沼(定員60人)※4    | 60     | (株)こどもの森     | 民間事業者活用型    |
| 5   | -  | 民間事業者活用型<br>認可保育所60人以上 | 480    | 募集・選定中(民設民営) | 民間事業者活用型    |
| 合 計 |    |                        | 635    |              |             |

※1 ひらま・ひらま乳児保育園から移築し令和4年9月から新園舎での運営を開始予定。

※2 令和4年度中に新園舎での運営を開始予定。

※3 仮設園舎で運営中。令和4年度中に新園舎での運営を開始予定。

※4 令和4年7月から運営開始予定だったが、施設建設に遅れが生じたことにより、令和4年10月開設予定。

### 《参考》 令和3年度(前年度)の整備実績

※既存保育所の増改築による定員増を含む

| 区分  | 認可保育所 | 小規模保育所 | 合計   |
|-----|-------|--------|------|
| 定 員 | 875人  | 0人     | 875人 |
| 施設数 | 15か所  | 0か所    | 15か所 |